

社会保障審議会 介護保険部会（第57回）	資料 1
平成28年4月22日	

保険者等による地域分析と対応

保険者等による地域分析と対応

現状・課題

1. 介護保険制度をめぐる状況

- 介護保険制度は、その創設から16年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。
- 一方、高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から約3倍の約10兆円（平成28年度予算ベース）になるとともに、保険料の全国平均は5,000円を超え、2025年度には8,000円を超えることが見込まれる状況にある。
- 引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、制度の持続可能性を確保していくことが重要な課題となっている。
- また、各市町村が介護保険事業を担う中で、要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合等について、地域差が存在している状況にある。介護保険制度には、保険者間の差を抑制し適正化を図る仕組み（全国一律の基準による要介護認定、居宅サービスにおける区分支給限度額等）や、差を必然的に生じさせる要素（高齢化の状況、都市部、山間部といった地理的条件、独居等の家族構成等の地域の実情が、サービス提供に反映）があり、多角的な地域分析が必要。
- このため、地域包括ケア「見える化」システムの拡充により、保険者等が自らの状況を他の保険者等と比較して分析できる仕組みを構築しており、平成28年7月からは、年齢調整後（各保険者等の人口構成の違いを除外したもの）の要介護認定率や一人当たり給付費等のデータを提供する予定。

保険者等による地域分析と対応

2. 介護保険制度における市町村、都道府県の役割

- 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県等が、役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。
- 介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市町村の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、市町村が介護保険の保険者とされたものであり、3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定している。
- 市町村は、介護保険制度の保険者として、地域の実情に応じて限られた財源を効果的・効率的に活用し、質の高いサービスを提供する役割を担っている。
- 一方、都道府県は、介護保険法第5条において、「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされており、介護保険事業の保険給付の円滑な実施の支援のための介護保険事業支援計画を策定している。
- その他、財政安定化基金の設置、報告徴収の実施、事業者の指定、費用負担等、給付と負担の両面において役割を担っている。

3. 介護保険事業（支援）計画

- 市町村介護保険事業計画においては、
 - ・ 必須記載事項として、日常生活圏域毎の各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込みを記載

保険者等による地域分析と対応

- ・ 任意記載事項として、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、サービスの量や費用、保険料の水準に関する中長期的な推計、認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項等を記載
- 介護保険事業計画の策定、点検、評価については、それぞれの市町村において実態把握のための調査分析や、計画値と実績値の乖離等の分析について取組が行われているが、必ずしもPDCAサイクルが十分な状況とはいえない。各市町村は、こうした計画の進捗管理を行う際の課題について、「分析の事務量の問題」、「統計データの分析能力の問題」、「進捗管理のノウハウの問題」を挙げている。
- 都道府県介護保険事業支援計画においては、
 - ・ 必須記載事項として、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを記載
 - ・ 任意記載事項として、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項等を記載
- 介護保険事業支援計画の策定、点検、評価や、市町村のPDCAサイクルへの支援に関し、それぞれの都道府県において取組が行われているが、必ずしも十分な状況とはいえない。各都道府県は、計画の進捗管理を行う際の課題について、「分析の事務量の問題」、「統計データの分析能力の問題」、「進捗管理のノウハウの問題」を挙げている。

保険者等による地域分析と対応

4. 介護給付費の適正化に関する事業

- 介護保険制度においては、保険者は限られた資源を効率的・効果的に活用するために、本来発揮すべき保険者機能の一環として適正化事業を行うとともに、都道府県が介護保険の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行う立場にあることを踏まえ、都道府県と保険者が一体となって給付の適正化に向けた戦略的な取組を進めている。
- 平成20年度から、国が定める指針を踏まえ、各都道府県が、各市町村の実情及び意見を踏まえつつ、都道府県としての考え方や、目標等を定めた介護給付適正化計画を策定しているところ。
- 市町村が行う適正化事業については、地域支援事業のうちの任意事業として主要5事業（※）をはじめとした取組が行われているとともに、都道府県において国の補助事業を活用して市町村の支援が行われているところ。
- 市町村の適正化事業については、かならずしも5事業や給付分析の全てが実施されているわけではなく、実施しない理由としては、主に、担当職員の不足、平常業務の多忙、専門的な知識を有する職員の不足があげられている。また、要介護認定の適正化事業やケアプランの点検事業等については、保険者の規模により取組状況が異なる。

※ ①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与に関する調査、④介護給付費通知、⑤縦覧点検、医療情報との突合

保険者等による地域分析と対応

5. 先進的な自治体の取組

- 高齢者の自立した日常生活の支援や、介護予防、要介護状態の改善・悪化防止等について、保険者のリーダーシップによる多職種連携等の先進的な取組を行う市町村や、都道府県内において好事例を普及展開する取組を行う都道府県も存在し、例えば、要介護認定率が高齢化の進展に伴い全国的に上昇する中で、当該自治体では取組を通じて低下させるといった成果をあげているところもある。
- こうした先進的な取組事例の全国展開に当たっては、保険者のリーダーシップ、地域の状況の実態把握・分析・課題抽出、ノウハウの共有・人材育成、専門職能団体等との連携、介護予防等に関する住民の意識向上といったポイントが必要と考えられる。

6. 「経済財政運営と改革の基本方針2015」と「経済・財政再生アクション・プログラム」

- 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）において、「要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況等を含めて分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点から、制度的な対応も含めた検討を行う。」とされている。
- 経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日経済財政諮問会議）において、「介護給付費の適正化については、要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差の「見える化」とデータ分析を進めた上で、各保険者において給付費適正化の取組を進める。取組を更に進めるため、データ分析の結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や、保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）。」とされている。

保険者等による地域分析と対応

論点

- 今後、給付の増加や保険料の上昇が見込まれるとともに、各地域によって高齢化のスピードや高齢者人口の推移に差が生じてくる中で、介護保険事業（支援）計画のPDCAサイクルや、保険者機能、都道府県による保険者支援機能をどのように強化していくか。
- 高齢者の自立支援や介護予防等に関する先進的な自治体の取組について、保険者のリーダーシップ、地域の状況の実態把握・分析・課題抽出、ノウハウの共有・人材育成、専門職能団体等との連携、介護予防等に関する住民の意識向上といったポイントを踏まえて、全国展開を図るためには、どのような制度的対応が必要か。
- 保険者において、要介護認定率や一人当たり給付費等の地域差をはじめとした給付実態等の効果的な分析、課題抽出、活用の促進に向けて、地域包括ケア「見える化」システムを効果的に活用するためにはどのような改善や仕組みが必要か。
- 保険者の取組状況等について、どのような指標によりその進捗を測ることができるか。取組の進捗状況を測るアウトプットや、取組の成果を測るアウトカムに関する指標（例えば要介護認定率を用いたもの等）としてどのようなものが考えられるか。
- ノウハウの不足や人員等の環境により、上記のような現状分析や取組等を行うことが厳しい状況にある市町村について、より保険者機能の発揮を促進するため、国としてどのような支援を行うべきか。また、都道府県の助言や援助の機能をどのように強化、具体化していくべきか。保険者相互の連携としてどのような取組が考えられるか。
- 保険者等が、介護保険事業計画におけるPDCAサイクルを通じた進捗管理、保険者による高齢者の自立支援や介護予防の取組、効率的な給付の推進等を図るためのインセンティブとしてどのような仕組みが考えられるか。